

令和4年度山形県環境審議会環境保全部会 議事録

I 日時

令和5年2月9日（木）午後1時30分～

II 場所（開催方法）

県庁701会議室（Zoom利用によるWeb会議）

III 出席者等（敬称略）

1 出席委員及び特別委員

野堀 嘉裕（山形大学名誉教授）

内田 美穂（東北工業大学工学部環境応用科学科教授）

大友 幸子（山形大学学術研究院教授（地域教育文化学部担当））

佐藤景一郎（山形県森林組合連合会代表理事長）

内藤いづみ（古澤・内藤法律事務所主任研究員）

横尾 友栄（美しい山形・最上川フォーラム

最上川文化・地域経済活性化部会副部会長）

横山 孝男（山形大学名誉教授）

山田 昇（東北農政局農村振興部長代理）

益田 健太（林野庁東北森林管理局長代理）

村上 政昭（海上保安庁酒田海上保安部長代理）

2 陪席者

国土交通省山形河川国道事務所河川管理課

専門調査官

齋藤 千秋

山形市環境部環境課

課長補佐(兼)公害係長

遠藤 操

〃

主任技師

原田 貴正

3 事務局

<諮問第1号～諮問第2号関係>

環境エネルギー部水大気環境課

課長

青木 政浩

〃

課長補佐（大気環境担当）

伊藤 健

〃

主任技師

梅津 貴史

環境科学研究センター水環境部

主任専門研究員

西塚 一茂

〃

研究員

後藤 優奈

<諮問第3号関係>

環境エネルギー部環境企画課

課長

荒木 泰子

〃

課長補佐（企画調整担当）

土屋 大

〃

企画調整主査

伊藤 雅良

IV 議事要旨

1 開会

2 挨拶

水大気環境課長

3 議事

(1) 議事録署名人の指名について

議事録署名人 佐藤景一郎委員 及び 内藤いづみ委員

(3) 水大気環境関係

【諮問第1号】令和5年度公共用水域水質測定計画について

事務局説明の後、協議を行った。

< 質疑応答 >

野堀部会長	事務局の説明に対して、委員の皆様から御質問や御意見について発言をお願いします。
大友委員	ありません。
野堀部会長	4年度の計画から変更がないというのが大きいと感じる。去年の部会でも、何も異論がなかったかと記憶している。 御意見・御質問がないようなのでお諮りする。諮問第1号については、原案の計画を適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。
(出席委員)	(異議なし)
野堀部会長	異議なしと認め、そのようにさせていただく。

【諮問第2号】令和5年度地下水水質測定計画について

事務局説明の後、協議を行った。

< 質疑応答 >

野堀部会長	事務局の説明に対して、委員の皆様から御質問や御意見について発言をお願いします。
横山委員	継続監視調査の調査地点が減った5か所は、自然由来の汚染のようだが、心配がないから見る必要がない、省略するということか。
事務局	自然由来の汚染であることがわかっている個所については、4年間でローリング調査※を実施するが、地域によって実施年度の箇所数に差があるため、調査地点が多い年と少ない年がある。昨

	<p>年度の調査地点は4年後に改めて実施することとしており、調査しなくなるということではない。ある程度長期間監視して行くこととしている。</p> <p>※ ローリング調査：多くの調査地点がある場合、調査時期を複数年度に振り分けて分割し、一定年数で一巡するように実施する調査。</p>
野堀部会長	<p>私から質問がある。</p> <p>諮問第2号関係資料に「令和5年度 地下水概況調査測定地点図」がある。この図において数字が入っている箇所が調査箇所になるか。</p>
事務局	<p>この図は、令和5年度の概況調査地点がわかるように作ったもので、数字が入っている個所で概況調査を実施する。ただし、この図の番号と、測定計画(案)の図の番号が一致していないなど、初見ではわかりにくくなっている。来年度以降、資料の作り方について検討する。</p>
野堀部会長	<p>諮問第2号の計画(案)本文8ページに掲載されているものが測定場所ということか。</p>
事務局	<p>そのとおり。計画に基づく測定点が本文8ページの地図のもので、それをわかりやすくしたものが関係資料の地図である。来年度は、もう少しわかりやすくなるよう検討する。</p>
野堀部会長	<p>ほかに御質問・御意見はないか。</p>
内藤委員	<p>今年度の概況調査や汚染井戸周辺地区調査で汚染が判明した地点がなかったため、来年度の計画の継続監視調査の地点に追加がなかったと見ていいか。</p> <p>例年だと、概況調査等の結果に基づき継続監視調査の地点が追加されているが、その調査結果が毎年6月頃に出されるため、この部会が開催される時期での判断が難しい状況なので、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今年度の調査は現在も継続中となっている。その中間報告を本来はお示しすべきだが、現在のところ汚染が判明した地点がないので公表資料になっていない。結果の公表は来年度(5年度)に入ってから行うこととしており、少し時間のずれが生じるので、今後、報告の在り方について検討させていただければありがたい。</p>
内藤委員	<p>よろしく願います。</p>
横山委員	<p>内藤委員に関連して聞きたい。</p>

	<p>諮問第2号の測定計画（案）の2（1）イの汚染井戸周辺地区調査に、「新たに明らかになった汚染について」という記述がある。今年度の調査で、汚染がどのくらい判明して対策を講じたかなど、その件数がわかればお聞きしたい。</p>
事務局	<p>令和4年度の正確な結果・数字は、今後取りまとめる公表資料又は委員への報告として整理させていただく。今年度も汚染井戸周辺地区調査を実施しており、汚染の範囲を確認しているところ。その箇所数の詳細は取りまとめ中だが、大きな汚染は今のところ確認されていない。</p>
横山委員	<p>10～20年くらい前は汚染が多く出てきたが、現在は努力の積み重ねで、数がすごく少なくなってきたという印象を受けている。今の説明は、そのような傾向を示していると思う。</p>
野堀部会長	<p>ほかに御意見・御質問はないか。</p>
内田委員	<p>地下水や公共用水域について、一般県民から相談や苦情が寄せられているということは今年度あるか。</p>
事務局	<p>公害苦情は基本的に市町村又は総合支庁環境課に情報が入り、関係機関と調整しながら対応を行うこととなる。</p>
大友委員	<p>ヒ素は4年に1回の測定だが、カドミウム、鉛、六価クロムなどは自然由来の汚染がこれまでなかったからローテーションで各地域の順番がくるまでは監視しないということか。</p>
事務局	<p>諮問関係資料の表2の継続監視調査のとおり、カドミウム、六価クロム等の人為的な原因が想定される項目は毎年実施している。自然由来と思われるヒ素に関しては、4年に1度の実施としている。</p>
野堀部会長	<p>ほかに御意見・御質問はないか。</p>
(各委員)	<p>発言がないようなのでお諮りする。諮問第2号については、原案の計画を適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。</p>
野堀部会長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、そのようにさせていただく。</p>

<休憩>

(4)水資源保全関係

【諮問第3号】新庄市水資源保全地域の指定について

事務局説明の後、協議を行った。

<質疑応答>

野堀部会長	事務局の説明に対して、委員の皆様から御質問や御意見について発言をお願いします。
佐藤委員	<p>新庄市の保全地域指定については何も異議ないが、最近気になっていることが2つほどある。</p> <p>1つは、米沢市で大規模なバイオマス発電が計画されていること。その事業者は山林の買収を大規模に行っているが、後の森林保育については、買収した事業者と別の会社が伐採と植林を行うと説明している。もう1つは、飯豊町の生産森林組合の解散について。これに伴い、埼玉県の産廃業者がその山林を買い取るということが新聞に載っていた。</p> <p>この条例は当初、外国人の買収に的を絞ったような想定で作られたが、それ以外の者による大規模な山林買収の歯止めになっているのかどうかを心配している。条例に関する県の見解をお聞かせいただきたい。</p>
野堀部会長	水資源保全地域の指定の諮問に関連していると思われるので、事務局から回答をお願いします。
事務局	<p>米沢市の大規模バイオマス発電の事例については、県外の事業者が将来的な燃料調達を目的に、県内の森林の大規模な取得を進めているということで、条例により届出をいただいているので、その部分は把握している。発電所の建設自体がこれからで、実際に伐採するのはまだ先と聞いているが、伐採に当たっては森林法に基づく伐採届等の規制があり、加えて、伐採後の再造林を義務付ける制度設計になっている。実際に伐採する場合は、環エネ部だけでなく、農林水産部、総合支庁とも連携しながら、森林資源の過度な利用にならないよう、監視指導を行っていく必要があると考えている。</p> <p>もう1点は飯豊町の手ノ子沢森林組合の件かと思われるが、こちらの手続きについては、森林の譲渡が決まったとの情報はない。こちらも、適正に届出いただくよう指導しながら、過度な開発にならないように監視していく必要があると考えている。</p>
佐藤委員	伐採や植林を、山に密接した地元の方々が行うのであれば安心感があるが、東京の業者が行う場合は、非常に大規模に伐採される可能性もある。また、飯豊町の実産森林組合の場合、保安林に

野堀部会長	<p>もなっている。ぜひ監視をしていただき、過度な開発にならないよう、条例に基づききちんと対応していただくようお願いする。</p> <p>最近、他の都道府県でも土地・山林売買が盛んに行われるようになっており、第2次的な動きがある気がしている。その中で、この水資源保全地域の取扱い、森林等の土地売買や開発行為等を行う場合の事前届出制がどれだけ有効なのかが試される時期に来たという気がする。</p>
横山委員	<p>私も全く同感で、飯豊町の森林売買の件については関心を持っていた。こういう制度を県が作って、かなり充実した体制になってきたが、野堀部会長がおっしゃったように、いよいよ本格的に制度が試される時期に来たと思う。</p> <p>伺いたいのは、この届出制度をこれまで運用してきた、滑り出しからこれまで滞りなくスムーズにきたのか、それとも改善すべき点があるのかなど、その状況はどうかということ。この制度をさらにうまく運用していくうえで参考になっていくし、必要ならどこかで手直しをかけるため、整理しておきたい。飯豊町の件も含め、これまでの実際のやりとりがうまくいっているのかなど、様子をお伺いできればうれしい。</p>
事務局	<p>これまでスムーズに来たのかということについては、今回諮問した新庄市を入れて民有林の73%をカバーできるくらいまでできており、だいぶ進んできたと考えている。また、米沢市の案件もあり、正式な届出の前でも、総合支庁で情報を入手した時点で県庁にも情報提供いただくような内部の運用を加えており、できるだけ早く把握できる体制を組んでいる。今後もスムーズに運用できるよう進めていきたい。</p>
横山委員	<p>この条例は素晴らしい制度であり、私たち住民も県の指導を安心して見ることが出来る。ただ、一般県民はこの制度のことをほとんど知らないようである。県としても、水資源保全の網をかぶせて、かつ、開発する側にとってもすれ違いが起きないように、ぜひこの制度をもっと活用して、水資源保全を進められればいいと思っている。</p>
野堀部会長	<p>森林資源計画の立場から言うと、森林を伐採して有効に活用していただくことは重要なことだが、水資源保全地域の役割、出てくる水が汚染されないようにということも考慮されなくてはいけない。どこが開発行為をするか、どこが売買するのかということも重要な要素であると、この売買のことを聞いて、強く感じ</p>

<p>大友委員</p>	<p>るようになってきた。</p> <p>私もこの制度ができた時から委員である。当時は外国人による水資源地域の売買に備えるために条例を制定したが、知らないところで森林が売買されると後の祭になってしまう。この制度は水資源地域を守るために届出制にしているが、この制度があるおかげで開発を目的に森林が売買されることを事前に行政が把握し、かつ、住民が知る機会があるというところがこの制度の非常に重要なところかと思う。</p> <p>時代がどう変わっていくかわからないが、民有林を水資源保全地域として指定することで、今後、水資源以外の目的での買収が、誰も知らないところで行われることがないというところが安心かと思う。</p>
<p>横尾委員</p>	<p>話を伺っていて、水資源保全条例が大変素晴らしい条例であることが分かったが、土地所有者からすると、土地を動かすことに多少難しいところが出てしまう。</p> <p>今回の地域指定のスケジュールを見ると、令和5年1月19日に新庄市長への意見聴取を行い、26日に指定につき異存がない旨の意見があったということになっているが、実際にこの期間に、土地所有者に対して、地域指定されることの周知があったと解釈していいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この間に土地所有者の方への周知は新庄市でも行っていないと認識している。ただしこの後、地域指定の案を縦覧する予定があり、そこで把握できる。また、新庄市から広報という形で制度の周知を行っていくことになる。</p>
<p>横尾委員</p>	<p>制度の周知徹底を早め早めにしていくと、この条例によって水資源が守られていることの理解が深まると思う。</p>
<p>野堀部会長</p>	<p>その他に質問・意見はないか。</p>
<p>内藤委員</p>	<p>当初は外国人からの買収を予想していたが、近年の動きを見ると、新しいフェーズに入っている気がする。水資源保全条例を制定するに当たって、中止行為まではせずに、あくまでも勧告・命令・氏名の公表・5万円以下の過料を科すところまでだったが、果たしてそれが抑止効果になっているかということ、少し段階が違ってきており、いろいろな検討が必要と感じている。</p>
<p>野堀部会長</p>	<p>抑止効果についての問題もそうだが、全くないよりは制約があるだろうと思う。最近フェーズが変わってきたということで、これまで指定されていない市町村の追加を急ぐ必要があるかもし</p>

	<p>れないという気はしている。指定されていれば、少しはハードルが高まるが、指定されていなければ、少なくとも水資源保全に関しての制約が全くないということになってしまう。残されている市町村へのプッシュが重要な時期かと思う。</p> <p>それとは別に、指定地域での土地売買については、別の考えを持ち込む必要があるだろう。佐藤委員からの意見をきっかけに、これが大問題ということが私にもわかってきた。感謝する。</p>
大友委員	水資源保全地域が未指定となっている市町村はどこか。
事務局	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、白鷹町は未指定である。長井市・南陽市などは一部指定であり、民有林全域にはなっていないところもある。
大友委員	庄内側は全て指定されたということか。
事務局	鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町は指定されているが、民有林の一部指定となっている。
野堀部会長	<p>今回の新庄市については民有林全域ということで、力強い進め方だと解釈している。</p> <p>他に質問がないようなのでお諮りする。諮問第3号については、原案のとおり指定することを適当と認め、この旨を答申することに御異議ないか。</p>
(出席委員)	(異議なし)
野堀部会長	異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

(5) 報告事項

【報告事項1】令和3年度山形県の気象・水環境等の状況（概要）

【報告事項2】「里の名水・やまがた百選」の選定について

【報告事項3】山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について

事務局の一括説明の後、質疑応答を行った。

< 質疑応答 >

野堀部会長	事務局からの報告に対し、皆様から御質問・御意見があれば御発言をお願いします。
内藤委員	先ほど、地下水水質測定計画の審議でも事務局とやり取りしたが、やはり、データが全て揃う時期と審議会との間にタイムラグがあることが問題である。まだ調査途中とのことだが、現段階においてもデータを出していただく方が、次年度の計画に反映する

事務局	<p>ことに対しての非常に重要な情報となる。</p> <p>すべてのデータが出そろった時期はこの審議会の後になるが、その段階で継続監視が必要だったと判断される地点があると思う。それが、今の流れであれば、さらにその次の年の計画にしか反映できなくなってしまうことについて疑問に思う。飲用に関わる井戸だとすれば、県民の生命や身体に関わる事項なので、その時の取扱いは早急に対応しなければならないのではないかという疑問がある。そのあたりについて、どのような考えなのか教えていただきたい。</p> <p>内藤委員がおっしゃるとおり、この部会と結果公表にタイムラグがある。それがなくなるよう、まずは審議会の委員に、公表前でも資料等を委員限りとして事前提示するなどして、当年度の調査結果をある程度御説明させていただき、次年度の計画に活かせる形としていきたいと思う。</p> <p>今年度の調査では、汚染に広がりがなく、地元住民に被害が及ばないことを確認しているの、御理解いただきたい。</p>
横山委員	<p>地下水の測定結果等については、別の委員会（地下水技術検討会）をこの時期に開くようになっている。県として、それをホームページで公表するようになっているか。</p>
事務局	<p>汚染対策調査など、実際に調査を行った結果については公表しているが、地下水技術検討会の内容についてはホームページでは公表していない。技術的な公表のほか、住民へのフィードバックできることについては考えていきたい。</p> <p>なお、概要を報告した3年度調査については、詳細な資料をホームページで公表している。</p>
横山委員	<p>地下水汚染が広域で拡散した時代があったが、それが收拾して良くなっているということをホームページで公開するほかに、「自然治癒の段階に至っている」、「良くなっている」ということが県民に伝わった方がいい。詳しくではなく、わかりやすく、もう少し県民に伝わるような工夫をしていただくとありがたい。</p>
事務局	<p>内陸部の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の汚染への対応については、環境省からも本県はうまく対応していると評価いただいている。せつかなので、そのような部分のお知らせについて、何かしらの手法を考えていきたい。</p>
野堀部会長	<p>大気に関して、新しくバイオマス発電所がいくつか稼働しはじめていて、それが新たに大気汚染の原因となるのではないかと懸</p>

事務局	<p>念している。施設ができた後の周辺大気の観測等はどうなっているのか。再生可能エネルギーについて、風力・太陽光などから汚染物質が出てくることはまずないと思うが、これまでとは別次元での汚染物質の拡散があるかもしれないというところが気になっており、最も現れやすいのがバイオマス発電という気がする。森林を使うという意味では賛成しているが、大気汚染の観点では気になるところでもある。その辺について、何かあれば教えていただきたい。</p> <p>バイオマス発電施設については、電気事業法に基づく電気工作物のため、排ガスの自主測定の義務があるほか、行政による排気ガスの監視も行われており、経済産業省が所管している。</p> <p>また、県の大気常時監視測定局が県内 11 か所にあり、24 時間、周辺地域の大気の状態も監視している。</p>
野堀部会長	<p>新たな観測地点が必要かもしれないと感じているので、発言したところ。</p> <p>ほかに質問意見はないか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>他氏に質問がないので、これで議事を終了する。</p>

—議事終了—

- 4 その他
なし
- 5 閉会

令和 4 年度 山形県環境審議会環境保全部会 議事録署名人

部会長 野 堀 嘉 裕

委 員 佐 藤 景一郎

委 員 内 藤 いづみ